

(別紙2)

論文審査の結果の要旨

新藤雄介

本研究は、明治から昭和初期の日常における書物と人々の関係について、特に読書装置と書物をめぐる実践を対象として分析するものである。本研究では次の3つの点に着目している。つまり（Ⅰ）地域の中の読書装置、（Ⅱ）日常における書物をめぐる実践、（Ⅲ）地域社会と地域組織の関わり、である。特に「読書装置」と「書物をめぐる実践」については、通常想定される概念よりも押し広げた意味を与えられている。従来の枠組みや概念では捉えられない読書会・研究会を読書装置の1つとして対象化し、書物を集め・管理し・運営することや、読まないが知っているという「潜在的読書」を、書物をめぐる実践として理論的に捉えるためである。

第1章では、明治の自由民権運動が盛んだった時期における結社の活動が、民権思想の書物を収めた書籍館という読書装置の設立へと、意図せざる形で繋がっていったことが分析されている。その際に執筆者が着目しているのは、集会条例によって政談演説と政治結社への取り締まりが行われるようになる前後の重要性である。国会開設運動の盛り上がりとともに、開設を訴える場の演説も盛り上がっていくことになった。こうした動きに対して、政府は抑え込みを図り、集会条例によって集会と結社に制限を加えた。集会条例では、政治に関する演説や結社を対象としたために、学術に関する演説や結社は適用範囲外という論理を作り出した。そのため、民権運動を推進する者たちは、開催する演説会を学術に関する内容のものであると主張し、そもそも演説会ではなく懇親会や新聞解話会であると唱え、集会条例の適用を回避しようとした。民権運動の立役者の1人である河野広中たちは、福島県三春町に正道館を、政治結社ではなく民権運動の知識を学ぶ「薫陶の場」として設立し、民権思想に関わる書籍を買い集め、その知の伝達を行った。その上で、正道館は学校ではないため、教育を行っているのではないので教育令の適用は受けないという立場を取り、取り締まりの対象から逃れようとした。最終的に正道館は閉鎖に追い込まれたが、閉鎖された後にも、民権思想に関わる書籍は残された。政治は書物の中で存在を許され、書籍館はその書物を引き継いで成立することになる。

第2章では、明治30、40年代における図書閲覧所と巡回文庫が扱われている。明治30年代に、小学校は地域の行事が行われる場として機能していた。また、文部省の方針もあり、教員は青年会の指導に携わり、会員たちが各自の蔵書を持ち寄ったり寄贈したりして、小学校に図書閲覧所を設置するなどの事例があった。とはいえ、この時期はまだ青年会の設立自体が限られ、その中で図書閲覧所の設置も限定された取り組みであった。明治40年代になると、埼玉県では県行政の主導で社会教育を目的として、巡回文庫が導入された。導入にあたっては、小学校が巡回地として設定され、地域の有力者への協力が依頼された。また、各地で開始式が執り行われ、他の催しと組み合わせられて実施された。図書閲覧所が教育の延長線上として行われたのに対し、巡回文庫にもその要素はあったが、さらに日常における催しという要素も加わっていた。読むことだけがそこで行われていたのではなかったのである。

第3章では、大正期において遍在していった文庫と、その多様性が分析課題となっている。大

正期に入ると、文部省は小学校卒業後の空白期間に青年団を割り当て、その活動の中の1つとして、図書館や文庫を設置し読書することを推奨した。そのため、巡回文庫導入後の埼玉県では、青年団を中心に常設の文庫が設置され、それらは会員自身による寄付金や寄贈図書によって賄われた。1912（大正11）年において、埼玉県内で文庫を設置する町村は48.7%でほぼ半数であった。また、1919（大正8）年の調査では、青年団で図書館・文庫を所有、または所有せずに他の図書館・文庫を利用している団体は、合計で71.2%に上った。つまり、社会の中の様々な場に文庫が浸透していく状況が生じていた。また文庫の浸透にともなって、巡回文庫のあり方も変化していった。家庭を回るような巡回文庫まで登場し、日常の生活圏への浸透が進んでいく。そして、文庫は、青年団文庫・床屋文庫・児童文庫・処女会文庫など、さまざまな場と対象によって多様化していったのである。

第4章では、大正期における小学校などの一室に設置された簡易図書館が扱われている。大正期に入り、小学校は教化の中心だけではなく、地域の中心として再定位され、社会と結びつけられた。図書館数は急激に増加をしていくが、その要因は大典記念などの記念事業を契機として設立されたことであった。小学校の教員たちは元々図書館を設置したいという希望を抱いていたが、障害を越えるには地域から各種の協力が必要であり、それを得るために設立の契機として記念事業という名目が大きな役割を果たした。このようにして設置されていった簡易図書館は、学校教員と地域住民と地域団体との協力関係に支えられていた。設立のための資金は地域の広範な住民からの寄付金によって可能となり、また設置する書籍についても地域住民からの寄贈によって成り立っていた。簡易図書館の設立は行政主導行われたというよりは、むしろ小学校とその地の住民によって主導された地域の事業であった。設立・運営・利用が地域住民によって担われ、分かち難く結び付いていたのである。

第5章では、研究会・読書会の教科書として用いられた大正期のパンフレット出版と、社会主義知識の普及が主題をなしている。これに関して重要な役割を果たしたのは、堺利彦と山川均たちであった。『社会問題研究』を発行していた河上肇に倣って『社会主義研究』を創刊し、運動ではなく研究であることを強調してマルクス主義の記事を掲載していき、取り締まりを回避した。しかし、研究では内容が難解になり、一般の読者が理解することは困難となってしまう。そのため、堺らは自身らの集まりである水曜会から、一般向けに平易に社会主義の思想を解説したパンフレットをシリーズとして出版した。このパンフレットは、研究というより社会主義の思想を広めようという運動のためであった。1917（大正6）年頃から労働運動が盛んになると、様々な団体からパンフレットが出版され、労働運動に必要な社会主義の知識を提供していった。そうした中で、山川均の『資本主義のからくり』は、もともと講演だったものが、雑誌に掲載され、さらにパンフレットとなった。その過程で、細やかな見出しや振り仮名が加わることで、労働者や農民が読みやすいものとなっていった。労働運動や農民運動の研究会や学習会において教科書としての地位を獲得し、多くの人々にマルクスの著作を読まずして、その知を獲得させる媒体となったのである。

6章では、昭和初期の読書会・研究会について取り扱い、読書会・研究会を蔵書のない読書装置として捉えている。大正末にマルクス主義関係の人々の間では福本イズムが吹きあれ、理論闘争が重視された。そのため、理論は高度に難解なものになっていった。これに対して、労働者・農民層から理解不可能な内容だとして、批判が行われるようになる。その一方で、社会運動に関

わる団体は、運動を拡大するために労働者や農民の獲得を目指した。この時に用いられた方法が、読書会などを開き、機関誌を読ませて読者にするというものであった。特に、社会運動雑誌でもあった『戦旗』は、読者の組織化を推進した。『戦旗』では労働者・農民層労働者・農民層の読者から、記事内容の平易化を求める声が寄せられた。また、支持者獲得のための読書会や研究会で利用できる、平易な内容の講座記事の掲載が要望されていた。これに対して、編集部も内容の平易化を行うようになった。加えて、読者からは、研究会のテキストとしての平易な内容のパンフレットやリーフレットの出版が求められた。昭和に入り、マルクス主義関係のパンフレットの出版は増加していき、出版界全体でもマルクス主義以外のものを含めたパンフレット出版の隆盛が生じていった。

終章では本論の内容とまとめ、知見を確認するとともに、図書館史と読書史への貢献を明らかにしている。本研究は、巡回文庫・常設文庫・簡易図書館といった、地域社会の日常の中へと浸透していった読書装置を、小学校と地域社会・地域組織の関係の中で捉え直し、読書装置をつくること自体の価値が発生している状況を精緻に記述した。社会的によく知られている書物を実際に読んだことはないが、その書物の内容については知っている、という「潜在的読書」のあり方のもつ重要性を掘り下げること、パンフレット出版と読書会・研究会におけるその受容が果たした役割が明らかにされている。ここで論じてきた読書装置は、読書に教育的効果をもたらそうと様々な枠づけをしてきた。これに対して、書物をめぐる主体の実践は、そうした枠を内側から変化させていったのである。

以上に縷々述べてきたように、本論文は「読書装置」という理論的観点から、「読む」にとどまることのない読書関連の諸行為、とりわけ書物を集め・管理し・運営することや読まないが知っているといった「潜在的読書」を、きわめて精密な資料精査にもとづき詳らかにするものである。その実証的な姿勢と、読書行為を広義に捉えていくことでみえてくる近代日本における「読書」実践の諸相を明らかにした点は、図書館史、マスコミュニケーション史のみならず、歴史社会学の観点からも高く評価されるべきものである。口頭試問においては、著者自身が提示した「読書装置」概念の学問的・研究史上の重要性について、本人自身が明確な形で把握しておらず、学問的成果を十全な形で示していないのではないかと、という点が議論になった。これは学問的意義が弱いということではなく、自らの研究の学問的意義、オリジナリティについて謙虚に過ぎる姿勢がかえって本研究の論旨を不分明としている部分があるのではないかと、という主題の「打ち出し方」についてのアドバイスである。著者の研究成果を公共的な学問的共有財とするには「読書装置」論の明確かつ精緻な概念規定が必要ではないかと、という質問に対して、執筆者は、実証史家としての矜持と誠実さを崩すことなく、出版化などのさいに深めていく論点であると肯定的に応答している。そうした応答がなされたものの、高度な実証性と理論的整合性を持つ本論文の持つ意義については全員が高い意義を認め、博士学位論文として十分な水準に到達しており合格との判断が相応しいと合意した。以上の理由により、本審査委員会は、本論文が博士（社会情報学）の学位に相当するものと判断する。